中国税務速報

2025 年 11 月 17 日

一.「財政部・税務総局」企業合併・再編に関する主要税制優遇措置ガイドライン（2025 年 10 月）

1. 近年、中国企業に係る合併・再編の動きは加速しており、地域や所有形態を超えた合併・再編の件数と取引金額は増加を続けている。しかし、企業合併・再編の形態は複雑で、関与する利害関係者が多く、資産や株式の移転に伴う税務処理には細かな要件が求められる。一部の地域や企業からは、細分化された政策を柔軟に適用する際に、いくつかの困難や課題があるとの声が上がっている。
2. 企業が合併・再編に関する税制を適切に適用し、税務コンプライアンス・コストを低減できるように、財政部は税務総局などの部門と連携し、問題解決を目的に「企業合併・再編に関する主要税制優遇措置ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を作成した。現行の有効な企業合併・再編支援税制優遇政策及び税務徴収管理文書を整理し、企業合併・再編の類型に応じて、適用主体、適用状況、政策内容、実施要件及び政策根拠などを明確化し、具体的な税制優遇政策文書と徴収管理文書を併せて添付し、納税者に対して簡明で実行しやすく、実感を得やすい操作ガイドを提供するよう目指している。

出典：「財政部・税務総局」企業合併・再編に関する主要税制優遇措置ガイドライン（2025 年 10 月）
https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100022/c5233103/content.html

二. 「財政部・税務総局公告 2025 年第 11 号」金に関する税制政策について財政部・税務総局の公告

「金に関する税制政策について財政部・税務総局の公告」（以下、「公告」という）は、2025 年 11 月 1 日より正式に施行され、2027 年 12 月 31 日まで有効である。

1. 本公告では、金取引の全プロセスに対し、税務管理を強化し、市場秩序の規範化を図っている。
2. 取引の性質に区分を設け、初めて「投資目的」と「非投資目的」の分類基準及び対応する増値税の会計処理と発票（インボイス）発行ルールを明確化した。これに伴い、より精緻な管理が可能となり、中国の金市場の規範化・集約化を促進し、投機的行為を抑制するとともに、金資源が実体経済により効果的に貢献するよう導くことを目的としている。

出典：「財政部・税務総局公告 2025 年第 11 号」 金に関する税制政策について財政部・税務総局の公告 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5244743/content.html

三.「財政部・税関総署・税務総局公告 2025 年第 10 号」風力発電等に係る増値税政策の調整に関する財政部・税関総署・税務総局の公告

最近、財政部、税関総署、税務総局は「風力発電等に係る増値税政策の調整に関する公告」（以下、「公告」という）を公布し、複数の業界に関する増値税優遇政策を廃止または調整した。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.

1. 公告により、2025 年 11 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、納税者が自ら生産した海上風力発電による電力製品を販売する場合、増値税額の 50%を即時還付する政策を実施する。
2. 公告の添付資料「廃止文書及び条項目録」によれば、風力発電、原子力発電、ファイナンスリース、航空機整備、プラチナ及びその製品、ダイヤモンド、新型壁材、炭層ガス採掘などの業界に関する 8 つの政策文書の関連条項が廃止されることになった。

出典：「財政部・税関総署・税務総局公告 2025 年第 10 号」風力発電等に係る増値税政策の調整に関する財政部・税関総署・税務総局の公告　https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5243708/content.html

四.「受益者情報管理弁法」（中国人民銀行令 国家市場監督管理総局令「2024」第 3 号）

1. 「受益者情報管理弁法」（中国人民銀行令 国家市場監督管理総局令「2024」第 3 号）（以下、「管理弁法」という）により、2024 年 11 月 1 日以降に新規設立・登録を行う届出主体は、関連登録システムを通じて受益者情報を届出しなければならない。2024 年 11 月 1 日以前に登録済みの届出主体は、2025 年 11 月 1 日までに、管理弁法に基づき受益者情報を届出する必要がある
2. 「受益者情報管理弁法」により、以下の届出主体は規定に基づき関連登録システムを通じて受益者情報を届出する必要がある。（一）会社；（二）合名会社；（三）外国企業の支店；（四）中国人民銀行、国家市場監督管理総局が定めるその他の主体。個人事業主は受益者情報を届出しなくてもよい。
3. 登録資本金（出資額）が 1,000 万人民元（または同等の外貨）を超えず、かつ株主・パートナーが全て自然人である届出主体は、株主・パートナー以外に実質的に支配したり、利益を獲得する自然人が存在せず、また株式・パートナーシップ権益以外の方法による支配や利益獲得が行われていない場合、承認後は、受益所有者情報の届出義務が免除される。

出典：「受益者情報管理弁法」（中国人民銀行令 国家市場監督管理総局令「2024」第 3 号）
http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4406348/5346519/index.html

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.